

## 被災者の住宅再建支援制度に関する動向

(その2)(全国知事会)

9月8日、「自然災害から国民を守る国会議員の会」の総会及び同会の被災者住宅再建促進小委員会が開催されました。

当日は、同会の要請により、本会の石川嘉延地震対策特別委員長(静岡県知事)及び貝原俊民兵庫県知事が出席し、同会がまとめた「被災者住宅再建支援制度骨格」について、本会の「被災者住宅再建支援制度の基本的考え方」(別紙)に沿って意見を述べました。

また、あわせて、今後、「住宅災害共済制度」と「被災者の住宅確保・再建支援制度」を検討していくことの説明を行いました。

被災者住宅再建支援制度の基本的考え方

全 国 知 事 会

．「被災者住宅再建支援制度骨格」に対する意見

1 地震等により被災した住宅の再建は、わが国の私有財産制のもとでは、基本的には自己の責任において行われるものとされており、公的資金だけによる住宅の再建支援制度は、住民のコンセンサスを得ることが困難であることから慎重な検討が必要である。

2 地方公共団体の危機的な財政状況の中、新たに巨額の財政負担を超長期にわたって行うことは不可能である。

また、全国に共通する課題について、その財源を地方公共団体の自主的な措置に委ねるとすることは、地方公共団体及び住民に混乱を来すものである。

3 制度骨格の財源は公的資金だけであり、制度の対象から賃貸住宅に入居する者を除外していること及び災害規模を問わず全ての自然災害を制度の対象としているにもかかわらず風水害と地震等とで支給金額に差を設けること並びに住宅を再建しない者にも支給するとしていることについて、住民のコンセンサスを得ることは困難である。

．「住宅災害共済制度」の創設について

住宅の災害共済制度は、住宅所有者の負担をもって将来の災害に備えようとするもので、国民のコンセンサスが最も得やすい制度であることから、国において、国民の相互扶助を基本とした住宅の災害共済制度を創設することを引き続いて要望すべきである。

なお、要望に当たっては、住宅の災害共済制度の基本的枠組みのあり方等について、今後さらに都道府県の意見集約を行う必要があると考える。